

コラム 新規上場企業

No.1

2016年4月22日

Office IP Edge 代表 弁理士 原田正純 (Masazumi Harada)

【企業概要】

会社名	チエル株式会社
設立	1997年10月1日（株式会社旺文社の100%子会社として設立）
上場	2016年3月22日（JASDAQ）
本社	東京都品川区
社員数	75名（2015年6月1日現在）
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none">・教育用ソフトウェア、ネットワークおよびシステムの企画・研究開発、コンサルティング、操作要員・技術要員等の指導者育成・情報通信サービス及び情報提供サービスに関する業務・情報処理機器、電気通信機械器具、事務用機械の製造及び販売・教材、教育機器、文房具の企画、開発及び販売・図書、書籍、雑誌の企画、制作、出版及び販売・労働者派遣業務
売上高	1,555百万円（2015年3月期）
経常利益	161百万円（2015年3月期）

（チエル株式会社のホームページより抜粋）

チエル株式会社の理念は下記のとおりである。

“世界中の先生を支えるために、新しい技術に挑戦し、変化に対応した製品・サービスをつくり、パートナーと協働して価値を創造する。”

この理念に基づいて小学校から大学まで、ICT（Information and Communication Technology）を活用し、タブレット端末に対応した学習システムを提供している。

また、販売パートナーを募り、製品やサービスの拡販を行っている。

【国内知的財産権の状況】（情報検索はJ-PlatPatより）

特許権は以下の2件である。

第 4652710 号

発明の名称「学習用シングルサインオンシステム」

学習者より入力された一度のサインオン情報のみで、システムにサインオンすると同時に、コンテンツをも参照可能にする学習用シングルサインオンシステム

第 5760274 号

発明の名称「教育教材ナビゲーション・システム」

株式会社教育同人社、国立大学法人東北大学との共有

学年、教科、教科書単元に関連付いた教材を利用者にリコメンデーションする機能を有する教育教材ナビゲーション・システム

商標権は 25 件あり、その内、2 つを紹介する。(指定商品・役務は省略する。)

第 5623537 号

登録商標「らくらく座席表評価」

授業での児童・生徒の評価、発言、写真、気づいたことや、出欠席情報を、タブレット端末から簡単に記録できる製品の名称である。この製品は、学習活動を記録・蓄積して、複数の先生で共有することで、一人ひとりの児童・生徒に合わせた指導ができる。

第 5656616 号

登録商標「らくらく授業計画」

学校の先生が、年間指導計画を立てやすくする製品の名称である。この製品は、年間行事予定、教科毎の指導時数、毎週の時間割を設定することで、年間の指導計画を自動計算する。

【ビジネスの展望など】

学校での ICT を活用した授業は、今後ますます増えていく。少子高齢化が進む国内においても、しばらくは市場の拡大が予想されている。チエル株式会社は国内のみならず、ASEAN 諸国を中心に海外への展開も積極的に行っている。

このような ICT を活用したビジネスの展開は、発展途上国において、急速に展開する可能性を秘めている。例えば、アフリカ諸国においては、固定電話の整備が進む前に携帯電話の普及がどんどん進んでいるように、紙の教科書や学習設備が整っていない国や地域において、タブレット端末や通信設備によって、学習環境を劇的に変えていく可能性がある。

チエル株式会社の国内知的財産権の取得状況は特許権 2 件、商標権 25 件であった。ICT

を活用するサービス業がなかなか特許権を取得することが難しいことを表していると同時に、積極的に製品やサービスの名称を商標権として取得し、少しでも知的財産権を強化したいという姿勢も窺える。

ところで、現在の日本における問題点の 1 つとして、円安に誘導しないと国力が向上しないと考えられていることが挙げられる。この前提として、主に輸出を中心とする製造業が日本を引っ張っているということになるが、外需頼みではなく、内需をどのように拡大していくかを真剣に議論していかなければならない。モノが溢れる現代において、サービス産業が新たな価値を生み出していく社会構造にしないといつまでも為替の変動で一喜一憂する国になってしまう。

例えば、米国のように国内で常に新しい産業、企業が現れ、為替に左右されにくい経済構造を目指すべきであろう。米国の経済力の強さは、製造業ではないアップル（製造は外部委託）とアルファベット（グーグルの持株会社）が株式時価総額 1、2 位を争っていることと無縁ではないだろう。

また、日本のサービス産業の発展のためには、特許法の見直しも必要ではないだろうか。モノを想定した発明だけではなく、独創的なサービスを保護できる仕組みを考えることにより、サービス産業に参入する人達のビジネスチャンスを広げることができる。法律には国際調和の観点も必要であるが、日本がリーダーシップを発揮することを期待したい。

金融緩和でお金の流通を増やしたり、財政出動で一時的な需要を作ったりすることではなく、真に国力を高めることを知的財産の分野に携わる者として、提言していくことも重要だと考える。

以上